

【国公立】令和7年度（2025年度） 熊本県奨学のための給付金前倒し給付募集案内（専攻科を除く。）

本募集は、特に負担の大きい入学時に必要な支援を受けることができるよう、新入生に対し4～6月分に相当する額の前倒し給付を行うものです。なお、前倒し給付は希望者のみを対象とし、希望しない場合には7月頃に実施する通常の募集において認定作業を経て年間分を給付します。

※前倒し給付を希望する場合も、7月以降の給付はあらためて申請が必要です。

- 給付金は支給されるものであり、返還の必要はありません。
- 奨学金や就学支援金と一緒に利用することができます。

1 給付対象者

令和7年（2025年）4月1日（基準日）時点で、次の要件すべてに該当する世帯が対象です。

要件	
保護者	☐ ①高校生等本人が生活保護（生業扶助）を受けている世帯又は ②非課税世帯（道府県民税所得割及び市町村民税所得割）
	☐ 熊本県内に在住
生徒	☐ 高等学校等就学支援金の対象校に在学している
	☐ 児童福祉法の措置費等の支給を受けていない



対象者：新入生
回数：年2回
時期：5月頃（4～6月の3ヶ月分）
7月頃（7～3月の9ヶ月分）
給付：申請口座へ振込

2 給付金額（4～6月の3ヶ月分）

	家計区分	学校区分	金額
ア	高校生等本人が生活保護（生業扶助）を受けている世帯	全日制・定時制	相当額 8,075円 (年額 32,300円)
イ	非課税世帯（道府県民税所得割及び市町村民税所得割）	全日制・定時制	相当額 35,925円 (年額 143,700円)
ウ	非課税世帯（道府県民税所得割及び市町村民税所得割）	通信制	相当額 12,625円 (年額 50,500円)

課税世帯は対象外※ただし保護者等の収入が激減している場合は、家計急変による申請ができる場合があります（別紙参照）

3 申請書類

- ① 熊本県奨学のための給付金交付申請書
- ② 通帳の写し（コピー）
通帳表紙の次の見開き等の、金融機関、支店、預金種類、口座番号、口座名義フリガナが確認できるページ
- ③ 保護者全員の所得確認書類 ※4を参照
- ④ 高校生本人の生活保護（生業扶助）受給に関する証明書 ※2のアのみ
- ⑤ 在学証明書（熊本県外の公立高校に進学している場合のみ）（在学が発行したもの）
- ⑥ その他の書類 申請者と振込口座名義が異なる場合に委任状等

4 所得確認書類

保護者等全員分の令和6年度（2024年度）の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類のうち次のいずれか1つ

- ① 「マイナンバーカードの写し」
- ② 「マイナンバーが記載された住民票等の写し」
- ③ 「令和6年度 課税証明書」（市町村役場で発行）
- ④ 「令和6年度 特別徴収額の決定・変更通知書」（勤務先を通じて配付）

⑥、⑦を
併せて提出

- ⑤ 「令和6年度 納税通知書」（自営業の場合に市町村から送付）

【マイナンバーで申請するとき】

以下二点の書類も提出してください。

- ⑥ 「個人番号カード（写）等貼付台紙」
⑦ 「調査等同意書」

マイナンバーで申請した場合でも、課税証明書等の提出を求めることがありますので御了承ください。

5 申請期限・提出先・問合せ先

【県内の高等学校等に在籍する場合】

提出期限	令和7年（2025年）5月30日（金）必着
提出先	熊本県立第二高等学校 担当：森
連絡先	096-368-4125

※保護者等が県外にお住まいの場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

各都道府県の問い合わせ先は、以下の文部科学省HPに掲載されています。

ホームページ：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm

【県外の高等学校等に在籍する場合】

令和7年（2025年）6月13日（金）までに、熊本県庁高校教育課修学支援班へ提出してください。

〒862-8609 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県教育庁県立学校教育局 高校教育課 修学支援班 「奨学のための給付金」担当

TEL 096-333-2675

◆申請書類は熊本県のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/9171.html>

7～3月分の
申請募集は、
別途通知します。

【前倒し給付】

奨学のための給付金 Q & A

Q 1 申請したら必ず全員に給付されますか？

A 1 給付要件を満たし、かつ、申請書類に不備がなく、審査の結果、交付を決定した場合に給付されます。

Q 2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは何ですか？

A 2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは、道府県民税及び市町村民税のうち、1年間の所得に応じて決まる税額のことです。市町村が発行する課税証明書等で確認することができます。

県民税	均等割額		市民税額	均等割額	
	所得割額			所得割額	

Q 3 確定申告をしていませんが、どうすればいいですか？

A 3 確定申告をしていない場合、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を確認することができないため、申請はできません。お住まいの市町村役場にて道府県民税及び市町村民税の申告をした上で課税証明書の交付を受けるか、もしくは同様の手続きを行いマイナンバーでの申請を行ってください。

Q 4 課税証明書等又はマイナンバーは同居している祖父母等も必要ですか？

A 4 原則として、親権者の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額により判断しますので、祖父母等の課税証明書等又はマイナンバーは必要ありません。親権者が父母の場合は2名分のみ提出してください。

Q 5 保護者等が海外赴任のため課税証明書が発行できません。このような場合も対象になりますか？

A 5 海外赴任等で日本国内に住所を有しない場合（所得確認ができない場合）は、対象外です。

Q 6 休学している場合は給付金の対象になりますか？

A 6 給付金が交付される年度の4月から3月まで（入学年度においては入学日の属する月から3月まで）の1年間休学する場合を除き、給付金の対象となります。

Q 7 退学した場合は給付金を返還する必要がありますか？

A 7 給付金は、認定基準日時点で判断します。認定基準日以降の世帯状況等の変化、休学や退学などにより給付金を返還する必要はありません。

Q 8 子どもは県内の高校に在学、保護者は県外に住んでいます。熊本県に申請できますか？

A 8 給付金の申請は、保護者等の住所がある都道府県に対して行います。
申請手続きの詳細については、お住まいの都道府県へお問い合わせください。